
新型コロナウイルスの感染拡大と人種差別

国連の人権保障メカニズムの対応

洪 恵子

Ko Keiko

はじめに

国際連合（国連）のA・グテーレス事務総長は、新型コロナウイルス感染症（以下、本稿ではCOVID-19）⁽¹⁾の広がりを受けて、2020年4月に報告書「COVID-19と人権、私たち皆が一緒に（COVID-19 and Human Rights: We Are All in This Together）」を公表し、COVID-19は公衆衛生上の危機であるばかりではなく、人権に対する危機であるとの認識を示した。M・バチエレ国連人権高等弁務官も国連人権理事会に対する報告のみならず、Twitterなどのソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を通じて人権侵害を防がなければならないというメッセージを頻繁に送り続けている。確かにCOVID-19の感染拡大は多くの社会で差別の問題を悪化させ、さまざまな人が差別の対象となった。例えば日本ではCOVID-19に感染した人や医療関係者への差別が深刻な社会問題となっているが、海外では感染拡大の発生源とされる中国に関連してアジア系の人が差別の対象とされたり、さらに感染拡大がもたらした社会的動揺を背景として、米国ではBlack Lives Matter（BLM）運動が巻き起こり⁽²⁾、それは単に米国だけではなく、他の国々でも例えば英国では植民地支配の時代のセシル・ローズ元首相をめぐるその彫像の撤去が進められるなど、奴隷制度の問題の再検討にまで発展した。

ところで国連はその創設時から人権保障の促進を目的としてきたが、2006年にそれまでの人権委員会を廃止し、総会の補助機関として国連人権理事会を新設した。また1993年から国連人権高等弁務官およびその事務所（国連人権高等弁務官事務所〔OHCHR〕）が置かれ、人権高等弁務官は国連の人権分野の活動の中心である。さらに国連は人権に関する多数国間条約の締結を促進し、これらの人権条約には条約の履行を監視する委員会（条約体、Treaty Bodies）が設立されており、こうした条約体の活動もOHCHRが支えている。本稿はこうした人権の国際的保障に関する国連の制度が、COVID-19の世界的感染拡大によってもたらされた人権侵害のうち特に人種差別の増加にどのように対応してきたのかを紹介し、その役割と限界を考えることにしたい。

1 人種差別の禁止と国際法

差別に関する国際的な人権保障を歴史的にさかのぼれば、すでに19世紀にヨーロッパで締結された少数者保護に関する条約において「出生、国籍、言語、人種又は宗教」を理由とする差別が禁止されていたが⁽³⁾、差別に関する世界的（一般的）な国際法規が発展するのは国連

の成立後である⁽⁴⁾。まず1945年の国連憲章では、「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」(第1条3項)と定め、また世界人権宣言では、「全ての者は、特に人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的(national)若しくは社会的出身、財産、門地(birth)その他の地位によるいかなる差別をも受けることなく、この宣言に掲げる権利と自由とを享有することができる」(第2条1項)と規定している。

その後、1963年に国連総会で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」(A/RES/18/1904)が採択されたのち、およそ2年後1965年12月21日に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約、International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)が採択され、1969年1月4日に発効した。その後、国連を舞台に多くの人権に関する多数国間条約が締結されたが、人種差別撤廃条約は最も早く採択された条約である。人種差別撤廃条約は比較的短期間に準備され採択に至っているが、その背景には植民地主義およびそれが生み出したアパルトヘイトへの相当な批判があったことが知られている。他方で、旧宗主国側の国々は反ユダヤ主義(anti-Semitism)やナチスのイデオロギーなどを問題としたが、アパルトヘイトの禁止が独立の条文として人種差別撤廃条約に挿入されたのに対して(第3条)、反ユダヤ主義については個別の条文はない。しかし反ユダヤ主義は条約に規定される人種差別に関する一般的な禁止に含まれると解されている⁽⁵⁾。

人種差別撤廃条約では人種差別を次のように定義している。「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」(第1条)。このように条約では差別の理由(根拠)を列挙し、また差別の態様(区別、排除、制限または優先)を示している。続く第2条で締約国の差別撤廃義務を定めている。なお、第1条に「あらゆる公的生活の分野における」という文言があることから、私人間の差別は対象としないという意見もかつてはあったが、条約の他のいくつかの条文(特に社会経済的分野、つまり労働、住居、公衆の健康、医療、教育、文化的活動、飲食店などのサービスを利用する権利の禁止を定める第5条)との関係からも、現在では私人間の人種差別も禁止されると解されている⁽⁶⁾。

ところで人種差別撤廃条約における「人種差別」について3点注意すべき問題がある。第1は、条約の履行の監視の役割を負う人種差別撤廃委員会(CERD: Committee on the Elimination of Racial Discrimination)は、現在、条約が撤廃を求める「人種差別」として、先住民やロマ、外国人などの社会の少数者に対する差別についても締約国の対応を求めている(一般勧告[General Recommendation] 22、23、27、30号など)⁽⁷⁾。第2は、今日では「人種」という概念自体に批判があり、生物学的に人種というものはありえないという考え方がある。CERDは、締約国に対して条約の第1条に掲げられているすべての理由(根拠)に基づく差別を国内法で禁止することを求めているが、例えばノルウェーは委員会の度重なる勧告に対して、人種を

理由とする差別を禁止する国内法は制定できないとし、その理由をCERDに提出した政府報告において次のように説明している。「人種差別（racism）を根絶させるためには人々を各人種に分けることができるという考え方をやめることが重要である。法律の文言のなかに『人種』という言葉を使うことはそのような考え方を肯定する効果をもってしまう。関連の法律の起草過程で大臣は、ある人の人種に関する意見や考え方に基づいた差別というのは、民族的（ethnic）な差別であるとみなされなければならないとし、議会もこの考え方を支持した」（CERD/C/NOR/23-24, 2 November 2017, para. 85）。このような考え方は人種差別撤廃条約の締結前にも国連教育科学文化機関（UNESCO）によって示されていたし、欧州連合（EU）においても支持を得ているが⁸⁾、しかし、条約の義務の履行にとって重要であるのは、人種は存在するか否かという科学的問題ではなく、むしろ人種差別（racism）と呼ばれる行為や措置である。つまり「人種というものが生物学的に存在し、またある人種は他の人種より劣っている」という考え方が科学的にまた事実として誤っていても、そうした誤った考え方を信じて行動する人たちがいる、そうした行動こそが人種差別（racism）なのであり、こうした行動や措置を撤廃することを条約は締約国に求めている。これに関連して第3に、人種はしばしば皮膚の色によって恣意的に判断されるが、こうした「見た目」によって特定の断定をすることの危険性が人種的プロファイリング（Racial Profiling）という問題である。特に法執行機関による人種的プロファイリングがもたらす人権侵害は深刻であり、後述する米国のジョージ・フロイド氏をめぐる問題にも関連しており、2020年8月CERDは人種的プロファイリングに関する一般勧告36号を採択し、締約国に注意を呼び掛けている。

人種差別撤廃条約以外の人権に関する普遍のおよび地域的多数国間条約においても、若干の例外を除いてほぼすべてに平等（equality）や差別の禁止が規定されている。例えば人種差別撤廃条約の翌年に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定し（第26条）、さらに「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。」と規定しており（第4条）、これに関連して後述するように自由権規約委員会がCOVID-19の感染拡大に際してステートメントを発出している。

こうした実体法での（人種）差別の禁止に関する法規範の発展とともに、そうした国際法上の義務の履行を監視するためのメカニズムも作られてきた。それぞれの条約では条約の履行を監視するための委員会の設立を定めており、これらは人権条約体（Human Rights Treaty Bodies）と呼ばれ、前述のCERDもそのひとつであり、ほかには自由権規約委員会（CCPR）、

社会権規約委員会（CESCR）、女子差別撤廃委員会（CEDAW）、拷問禁止委員会（CAT）、児童の権利委員会（CRC）、移住労働者委員会（CMW）、強制失踪委員会（CED）、障害者権利委員会（CRPD）、拷問等禁止条約選択議定書に基づく委員会（SPT）がある。また条約に基づくのではないが、国連人権理事会の特別手続（Special Procedures）として国際人権法にかかわる多くのテーマや国に関して特別報告者や専門家作業部会が設置されており⁹⁾、COVID-19の感染拡大を受けて、現代的形態のレイシズム（人種差別主義）、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する特別報告者やアフリカ系の人々に関する専門家作業部会も積極的に発言している⁽¹⁰⁾。

2 COVID-19と人種差別

はじめに述べたとおり、COVID-19の感染拡大は差別を増大させたが、海外では具体的にはどのような差別を増加させたのだろうか。2020年8月28日に国連総会に提出された現代的形態のレイシズム、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に関する特別報告者E・テンダイ・アチウメの報告書（A/75/329）を手掛かりに大別すれば、(1)反ユダヤ主義、(2)中国人またはアジア系の人々に対する差別、(3)既存の差別が感染拡大という社会不安によってより悪化したこと、が指摘されている。

(1) 反ユダヤ主義

反ユダヤ主義・ユダヤ人差別（antisemitism）は古くから存在し、すでに14世紀にはユダヤ人が腺ペストを広めるために井戸に毒を入れたと責められたが、これと同じようにCOVID-19の感染拡大が始まるとそれをユダヤ人のせいにする陰謀説（conspiracy）が広まった。陰謀説には、①COVID-19のウイルスはユダヤ人と（または）イスラエルによって生物兵器として製造され広められたのだ、②ユダヤ人はパンデミックによって経済的利益を受けており、それを他の国を弱体化するために利用している、③COVID-19のウイルスは米国とイスラエルの製薬会社によって、彼らが利益を得るために開発されたのだといったバリエーションがある。またユダヤ人の墓が荒らされた（フィンランド）、シナゴグが放火された（ロシア）、オンラインで礼拝中に通信を荒らされた（いわゆる「ズーム爆弾〔“zoombombing”〕」（カナダ）、ソーシャルメディアでユダヤ人に対する暴力的脅迫が行なわれた（米国）といった事態が報告されている（paras. 51–57）。

(2) 中国人またはアジア系の人々に対する差別

米国のトランプ大統領はCOVID-19を「武漢流感（Wuhan flu）」または「中国流感（China flu）」などと呼び、COVID-19感染拡大への対応においてレイシズムを使用した。米国では2020年3月14日にミャンマー系住民がテキサス州の食料品店で（被害者がウイルスを広めたと信じる）男性に刺された事件のほか、アジア系住民に対する広範な嫌がらせの報告があり、またある調査によれば調査に応じた3分の1の人がCOVID-19パンデミックについてアジア系の人々が責められていることを目撃したと回答した。カナダと米国においては、もともと中国人差別は病気への恐怖と関連付けられた歴史があり（いわゆる“yellow peril”）、4月に3つの都市で行なわれた調査では中国人と（または）アジア系のカナダ人がCOVID-19の媒介者（carri-

ers)だと幅広く信じられている結果が報告された。こうしたアジア系の人に対する差別や攻撃の例はオーストラリア、ロシア、ハンガリーにおいても報告されている (paras. 59–65)。

(3) 既存の差別の悪化

COVID-19によってもたらされた社会不安や病気に対する恐怖はそれまで存在していた偏見や差別をさらに増大させることになったことも重要である。つまりCOVID-19の感染拡大に関連して差別の対象となったのは東アジア人やユダヤ人だけにとどまらなかった。特別報告者の報告書ではスリランカのイスラム系タミール人に対する差別やブルガリアにおけるロマに対する差別的行動が報告されている。またLGBTQ (性的少数者)などの社会の少数者 (マイノリティー) がCOVID-19と関連付けて差別されていることが報告されている (paras. 66–68)。

さらに米国では、2020年5月25日、ミネソタ州ミネアポリスでアフリカ系のジョージ・フロイド氏が警察官に首を押さえられ、死亡するという事件を発端として、「黒人の命も重要だ (BLM) 運動」が巻き起こったが、その背景にはCOVID-19の感染拡大の影響があることが指摘されている⁽¹¹⁾。この問題は次節で説明するように、国連人権理事会や人権条約体でも取り上げられることになった。

こうした差別の対象が広範囲であることに加えて、報告書ではパンデミックによって生活のさまざまな側面でインターネットの利用が増大したこと、また多くの国でロックダウンが行なわれたことから、インターネットでは匿名で発言できるという特徴を利用して、外国人排斥・人種差別を主張する活動の多くがオンラインで行なわれるようになったことが指摘されている (paras. 73–75)。さらに既存の不平等による住環境、労働条件また医療へのアクセスの困難さなどが影響して、差別の対象となってきた人々はCOVID-19の罹患やそれによる死亡率も他の集団より多いと指摘されている (paras. 78–80)⁽¹²⁾。

3 人種差別への対応

CESCRは2020年4月17日に採択したCOVID-19と経済的、社会的および文化的権利に関する声明のなかで、COVID-19のパンデミックはすべての人権が分割できないこと (indivisibility)、また相互に依存していること (interdependence) を明らかにしたと述べ (E/C.12/2020/1, 17 April 2020, para. 3)、また前節で紹介した報告書において、特別報告者もこの点を強調している (para. 84)。確かにCOVID-19が人権にもたらしたさまざまな問題は、人権に関する多数国間条約のすべてに関連し、また人権理事会の特別手続のさまざまな特別報告者や作業部会の任務に関連すると言える。国連は9つの人権条約を「核となる人権条約 (core international human rights instruments)」と呼んでいるが、それらの条約 (人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、移住労働者保護条約、強制失踪禁止条約、障害者権利条約) に基づく義務の違反や不履行および複合的違反 (例えば、人種差別撤廃条約の義務違反が特に女性に対して多く発生するというような場合) が、COVID-19感染拡大によって広く行なわれている懸念が生じた。

こうした義務違反の疑いに対する具体的な活動のなかで、特に人種差別に関してどのよう

な対応がなされたのか。まず前提として指摘しておかなければならないことは、COVID-19は特定の地域だけに広がったのではなくて、まさに全世界に広がった（パンデミック）ので、締約国政府関係者はもとより、人権条約に付随する委員会の委員たち、特別手続のマンデート（委任された権限）保持者、OHCHR さらに市民社会（NGO）にかかわる人たち、およそすべての関係者がそれぞれCOVID-19の影響を受けたばかりでなく、多くの会議が行なわれるジュネーブ（スイス）に感染拡大が及んだことである。その結果、ほとんどの対面での集会や会議は中止になり、急遽オンラインでの活動を模索せざるをえなくなった。

さて、国際人権理事会は第43会期が2020年2月24日から3月20日に予定されていたところ、COVID-19の感染拡大により、3月13日にいったん中断し、その後6月15日から23日に再開された（なおこの間にオンラインで協議を行ない、5月29日に「COVID-19の人権に対する影響」についての議長声明を採択し〔例外的な状況で認められる silence procedure による〕、政府に対してパンデミックへの対応においても人権を尊重すべきことを訴えた〔A/HRC/43/L.42, 27 May 2020〕）。また、6月17—18日にはアフリカ諸国を代表してブルキナファソによって提案された前述のフロイド氏に関連する問題についての緊急討論が行なわれた（urgent debate on racially inspired human rights violations, systematic racism, police brutality and the violence against peaceful protest）。フロイド氏の弟もビデオメッセージを寄せた。当初、アフリカ諸国などは米国における制度的人種差別とアフリカ系の人々に対する人権侵害に関する独立した国際調査委員会の設置を目指していたようだが、結局、緊急討論では米国を名指しで非難する国は一部にとどまったようである⁽¹³⁾。採択された決議（A/HRC/RES/43/1, 30 June 2020）では、フロイド氏の死亡に至ったようなアフリカ人およびアフリカ系の人々に対する法執行機関による人種差別的で暴力的な実行を強く非難している（決議本文1）が、米国政府自体への非難はなく、国連人権高等弁務官に体制的差別や法執行機関によるアフリカ人やアフリカ系の人々に対する体制的人種差別や国際人権法違反に関する報告書を作成することや諸政府の対応を調査することを要請する（決議本文3、4、6、7）一方で、国連加盟国に対しては国連人権高等弁務官への協力を求める（決議本文5）にとどまっている。なお、人権条約体や特別手続のマンデート保持者にはあらゆる形態の人種差別、外国人排斥また関連する不寛容に対して十分な注意を払うように求めている（決議本文8）。

次に人権条約体についてみると、国連人権理事会の会期が中断した頃、同様にジュネーブにおける会議を中止せざるをえなくなり、CERDも4月20日から5月8日まで第101会期が開催されるべきところが中止になった。その後、6月12日に遠隔（リモート、オンライン）で会合をもち、新委員の宣誓や新委員長を選出を行ない、また米国に関する決定を行なった。すなわち米国政府に対して、人種差別撤廃条約上の義務を履行すること、フロイド氏の死亡に関する調査を行なうこと、警察官の過度の暴力に関するすべての嫌疑が調査されるべきであること、人種的プロファイリングの実行を根絶することなど、アフリカ系の人々に対する重大な人権侵害に対応することなどを求めた（CERD, Statement 1 [2020] United States of America）。前述の国連人権理事会とは異なり米国を名宛人として義務の履行を求めているが、これは米国が条約の締約国であるから可能となったのである。

ところでCERDのような人権条約体は人権条約の履行を監視するために作られているが、監視の方法の最も基本的なものは政府報告書審査である。この手続きは、締約国からの報告書をもとに委員会での対話を行ない、その結果をもとに委員会が総括所見（Concluding Observation）にまとめて締約国に勧告を行なう、その後締約国は次の政府報告で自国での人権状況や勧告に対してとった措置を報告するといったサイクルで行なわれる。人権条約体の任務はこのほかにも国家通報や個人通報の審査があるが、これらは一般に条約への同意とは別の同意を必要とすること（ただし人種差別撤廃条約における国家通報だけは条約上の義務として規定されている）からみても政府報告書審査が最も基本的なメカニズムであると言える⁽¹⁴⁾。

米国について、最近では2014年夏に米国の第7—9回政府報告をもとに、政府報告書審査が行なわれている。CERDが採択した総括所見（CERD/C/USA/CO/7-9, 25 September 2014）で示された勧告は、条約に対する米国の留保に関連する国内法体系での条約の義務の履行の問題⁽¹⁵⁾をはじめとして、人種的プロファイリング、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、投票権、住居における差別や隔離、教育、健康および医療へのアクセスに関する権利、先住民の権利、女性に対する暴力、刑事司法など幅広い問題について行なわれているが、特にフロイド氏の事件で問題となった法執行機関の過度な暴力に関する勧告は極めて重要である。この問題は米国のその前の政府報告書審査でも問題となり、勧告の1つとして示されていた（CERD/C/USA/CO/6, 8 May 2008, para. 25）だけでなく、2014年の勧告ではフォローアップ手続きの対象とされた（para. 17 (a), (b)）。フォローアップ手続きとは、次の政府報告を提出する前に1年以内に勧告の履行状況の報告を求める手続きである。総括所見のなかでも、比較的短期に達成できる勧告であって、特に委員会が重要であると思われる勧告を対象とする。実際に米国は2015年にフォローアップ報告をCERDに提出したが、これに対してCERDは米国政府に書簡を送り、警察による過度の暴力に関する訴追の情報は含まれていたが、国境管理については不十分であること、死亡に至った警察の発砲に関して訴追が少ないことなどを指摘し、あらためて次回の政府報告のなかで詳細に情報を提供するように求めた（24 May 2016）。しかし2017年11月20日を期限とする米国の第10—12回報告はいまだ提出されていない。

中止されたCERDの第101会期は2020年8月に日程を縮小してオンラインで開催した。前述の人種的プロファイリングに関する一般勧告36号を採択したほか、COVID-19に関する声明を発表し、締約国に対して条約上の義務を喚起するとともに、今後の政府報告においてCOVID-19に起因した問題について記述を挿入することを求めることを決定した（Statement on The Coronavirus [COVID-19] Pandemic and Its Implications under the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, 7 August 2020）。

CERD以外の人権条約体もそれぞれ多くのステートメントやガイドラインを発表しており⁽¹⁶⁾、例えばCCPRは4月24日に条約義務からの逸脱を認める第4条に関するステートメント（Statement on Derogations From the Covenant In connection With the COVID-19 Pandemic）を発表して、緊急状態においても敵意や暴力を構成するような国民的、人種的または宗教的憎悪を提唱してはならず、COVID-19に関する議論が少数者や外国人を含む社会的に弱い立場に立たされている人たちに対する差別の扇動につながらないように確保するように求めた（CCPR/C/128/2,

30 April 2020)。さらにすべての人権条約体からの委員からなる COVID-19 に関する国連人権条約体作業部会の設置が進んでいる⁽¹⁷⁾。なお OHCHR 自身も手引き (Guidance) を作成している (<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/COVID19Guidance.aspx>)。

また人権理事会の特別手続については、COVID-19 に関する最初のプレスリリースが 2020 年 3 月 16 日に出された後、同年 12 月までにおよそ 124 のプレスリリースが発出された。そのなかには、前述のとおり 4 月 6 日のアフリカ系の人々に関する作業部会の COVID-19 の感染拡大への国家の対応において平等を確保することを求めるステートメントのほか、フロイド氏の事件についても 6 月 5 日に特別報告者や人権条約体の委員長など独立した専門家およそ 47 名の連名でステートメントが発表された (Statement on the Protests against Systemic Racism in the United States)⁽¹⁸⁾。なお国連の本部があるニューヨークにも感染拡大は及び、多くの会議が中断したが、2020 年 4 月 2 日に国連総会は「コロナウイルスによる疾患 (COVID-19) との戦いのためのグローバルな団結」 (Global solidarity to fight the coronavirus disease 2019 [COVID-19]) 決議を採択している。このなかでもパンデミックへの対応においては人権を十分に尊重し、いかなる形態の差別や人種差別、外国人排斥も排除すべきであることが強調された (本文 2、A/RES/74/270, 3 April 2020)。

おわりに

本稿では COVID-19 の感染拡大によって深刻化した人種差別の問題に対する国連にかかわる人権保障メカニズムの対応の一部を紹介した。それぞれのメカニズムには特徴があり、特別手続は比較的柔軟にまた迅速に決定を行なえるが、ステートメントが向けられている国や人が対応すべき法的義務があるとは言えない。これに対して人権条約体 (委員会) は委員会としての決定を出すまでには多少時間がかかるものの、締約国が同意した条約に基づいて具体的に義務の履行を促すことができる。ただし人種差別撤廃条約など人権条約の履行は締約国の意思と能力にかかっているものであり、人権条約体の勧告に強制力はないという本来の性質に基づく限界がある。さらにこうした制度上の問題に加えて、COVID-19 の感染拡大から生じた差別の問題への対応については、国連の人権保障メカニズムもパンデミックのなかでの活動を強いられているという現実的な限界がある。確かにオンラインでの活動を模索し実行してもきたが、世界中に居住している人権条約体の委員たちがオンラインで活動するためには、時差や言語 (通訳) の問題を克服する必要があるし、委員会として十分に議論された決定を出すために必要とされる人と人とのコミュニケーションがとれないことも大きな問題である。しかし COVID-19 の感染拡大が収束するまでは利用できるテクノロジーはすべて利用して自らの任務をできるだけ果たす必要がある。ただし、これに関連して OHCHR は人々のインターネット上の活動が増加したことから、人権条約体に対してもソーシャルメディアを通じた情報発信を求めているが、Twitter にみられるとおり、(フォローしている) 関心のある人は読むだろうが、そもそも国連や人権保障に関心のない人たちに声を届けることは現実には難しいだろう。

人種差別の撤廃は一步一步行なうしかなく、いつときは改善したとしても今回の COVID-

19 感染拡大下の状況が示すとおり、きっかけがあれば再燃してしまう。米国の法執行機関の問題のように、CERD との対話において何度指摘がなされてもなかなか解決されない問題もある。また一般に人権条約の解釈をめぐって人権条約体（委員会）と締約国の意見が対立することも多い。しかし差別の禁止を強制力をもって取り締まることのできる超国家的機関はないのだから、忍耐強く対話のサイクルを繰り返すことが何よりも重要と言うべきである⁽¹⁹⁾。

[付記] 筆者は CERD の委員であるが、本稿はすべて個人の意見であり、委員会の見解を示すものではない。

- (1) WHO はいかなる文化的、社会的、国民的（national）、地域的、職業的または民族的集団が攻撃されないように、ウイルスに対して意図的に医学的な名称を充てている。WHO, “World Health Organization Best Practices for The Naming of New Human Infectious Diseases,” May 2015.
- (2) 山岸敬和「新型コロナウイルス感染症とトランプのアメリカ」『国際問題』695号（2020年10月）、33–34 ページ。
- (3) Patrick Thornberry, *The International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination: A Commentary*, Oxford University Press, 2016, pp. 97, 485–487.
- (4) なお、第1次世界大戦終結時の1919年パリ講和会議において国際連盟規約に人種差別を禁止する規定の挿入を日本政府が提案したが否決されている。Ibid., p. 19.
- (5) Thornberry, *supra* note 3, p. 2; Theodor Meron, “The Meaning and Reach of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination,” *American Journal of International Law*, Vol. 79 (1985), pp. 283–284.
- (6) Ibid., pp. 130–131. なお、条約が私人間の差別を禁止しているということと、条約が国内裁判所において直接適用可能であること（self-executing）とは別の問題である。岩沢雄司『国際法』、東京大学出版会、2020年、530–532、540 ページ。
- (7) なお、条約が保護の対象としている特定の集団にある人が属しているかどうかは、本人がどのように認識しているか（self-identification）を根拠とするべきである（一般勧告8号）。
- (8) Meron, *supra* note 5, pp. 22–24, 135; 欧州連合指令2000/43前文(6)、ECRI（人種差別と不寛容に関するヨーロッパ委員会）、General Policy Recommendation No. 7 on National Legislation to Combat Racism and Racial Discrimination, p. 5.
- (9) 2020年9月現在で44のテーマおよび11の国について特別手続が設置されている。国連人権高等弁務官事務所 HP、<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>.
- (10) 現代的形態のレイシズム（人種差別主義）、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に関する特別報告者（Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance）は1993年人権委員会（当時）の決議によって設置された。アフリカ系の人々に関する専門家作業部会（Working Group of Experts on People of African Descent）は2002年に人権委員会の決議によって設置され5名の専門家からなる。
- (11) 山岸敬和、前掲注2、33–34 ページ。
- (12) 例えばブラジルにおいても、COVID-19による死亡率をみると、黒人および黒人系が比較的高く、また先住民の死亡率は日系人などより高い。堀坂浩太郎「感染爆発のブラジル——独断専行の右派大統領とリベラルな民主主義体制の相克」『国際問題』697号（2020年12月）、7 ページ、Karima Benounne, “Lest We Should Sleep”: COVID-19 and Human Rights,” *American Journal of International Law*, Vol. 114 (2020), pp. 668–669.
- (13) 小松泰介「国連人権理事会と # Black Lives Matter」『IMADR 通信』203号（2020年）、14 ページ。

- (14) 人権に関する諸条約における報告制度の歴史的展開について、Cosette D. Creamer and Beth A. Simmons, “The Proof Is in the Process: Self-Reporting Under International Human Rights Treaties,” *American Journal of International Law*, Vol. 114 (2020), pp. 8–15、またCERDの活動の概要について、洪恵子「〈国際法学会エキスパート・コメントNo.2020-8〉国連・人権条約体の役割とは——人種差別撤廃委員会(CERD)の活動」、国際法学会、<https://jsil.jp/archives/expert/2020-8>.
- (15) 米国は1994年10月21日に条約を批准したが、批准に際して3つの留保と解釈宣言などを付している。留保の内容は、(1)条約第4条および第7条の義務に関して、米国の憲法と国内法に基づく言論、表現および結社の自由を制限するようないかなる義務も受け入れない、(2)第2条1項、1項(c)、(d)、第3条および第5条に関連する私人の行為に関しては米国憲法と国内法に依るのでない限り、法律を制定したり措置をとる条約上の義務を受け入れない、(3)第22条に規定される国際司法裁判所での紛争の解決は米国の特定の合意が必要である。
- (16) 各条約体のCOVID-19に関する対応（採択された声明を含む）は国連人権高等弁務官事務所HPの特集ページにまとめられている。<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/COVID-19-and-TreatyBodies.aspx>.
- (17) UN Human Rights, “Annual Meeting of Chairpersons of Human Rights Treaty Bodies,” <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/AnnualMeeting/Pages/MeetingChairpersons.aspx>.
- (18) 特別手続の対応については、国連人権高等弁務官事務所HPの特集ページを参照、<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/COVID-19-and-Special-Procedures.aspx>.
- (19) なお、CreamerとSimmonsは前掲論文において政府報告（self-reporting）が条約の履行にどのように影響するのかに関する理論化を試みている。Creamer and Simmons, *supra* note 14, pp. 1–50.